

## 告示

### 埼玉県告示第二百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和二年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 名称

特定非営利活動法人キャンパー

#### 二 代表者の氏名

飯田 芳幸

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市谷郷一丁目十六番十号

#### 四 失効日

令和二年三月二十四日